

## 「第 59 回指定都市市長会議」の開催結果について

7 月 25 日、「第 59 回指定都市市長会議」が東京都内で開催され、山中 竹春 横浜市長が出席しました。横浜市が提案した「被用者保険の適用拡大をふまえた国民健康保険の財政基盤の強化に関する指定都市市長会要請」等、5 件の要請が採択されました。

### 採択された・提言・要請等

- (1) 消費者行政の充実・強化に関する指定都市市長会要請
- (2) 今後の感染症対策に関する指定都市市長会要請
- (3) 次期地方制度調査会における調査審議に関する指定都市市長会要請
- (4) 被用者保険の適用拡大をふまえた国民健康保険の財政基盤の強化に関する指定都市市長会要請
- (5) 都市再生の推進に関する指定都市市長会要請

※詳細については、添付資料を御参照ください。



< 指定都市市長会議の様子 >

※写真データを希望される方は、下記の間合せ先までご連絡ください。

### お問合せ先

政策経営局大都市制度推進本部室広域行政課長 須田 浩美 Tel 045-671-2108

## 消費者行政の充実・強化に関する指定都市市長会要請

デジタル化の急速な進展・電子商取引の拡大等に伴い、消費者問題は複雑化、多様化しており、対応が困難な消費生活相談も増加している。

また、高齢化の進行や成年年齢の引き下げなどを背景に、消費者と事業者間における情報力・交渉力の格差拡大、消費者被害の増加が懸念される中、新たにSDGsに関する施策や増加する外国人への対応にも取り組む必要があるなど、地方消費者行政に求められる役割は多岐に渡り、特に指定都市ではその規模等からも多くの課題がある。

このような状況において、地方消費者行政強化交付金における推進事業のうち消費生活相談体制整備や地域社会における消費者教育など、消費者行政の根幹を支える重要な事業を対象とするものについては、令和7年度で活用期間の終了が予定されており、消費者行政の停滞・後退が強く危惧される。

また、強化事業は、単年度事業であることに加えて、これまで地方公共団体が自主財源や地方消費者行政推進事業により実施してきた事業と同様の目的・内容の事業は交付対象外であることから、対象事業や交付期間が極めて限定的で制約が大きい。

さらに、地方消費者行政において重要な役割を担う消費生活相談員（以下「相談員」という。）については、高度かつ広範囲の専門性、資格取得後の自己研鑽など、高い要求水準に見合った待遇となっていないことなどから、慢性的に担い手が不足しており、相談員1名当たりの負担が著しく増加している。全国の相談員の年代別構成では、60代以上が約50%の割合を占める（令和5年4月1日時点）など、高齢化も深刻な問題となっていることから、次世代の担い手確保が急務である。

国においては、相談のマルチチャネル化、消費生活ポータルサイトの充実等相談支援統合情報システムの構築による消費生活相談のDXを進めているが、消費者の利便性向上、相談現場の機能強化と働きやすさの向上を図るためには、業務プロセスを適切に見直すとともに、消費者、相談員、行政職員それぞれにとって使いやすい設計とすることが重要である。

その上で、各地方自治体が新システムへ円滑に移行するためには、国と地方が必要な情報を早期に共有し、十分な移行準備期間を確保するとともに、移行時に加え、その後の持続的・安定的なシステム運用のための十分な財政措置と技術的支援が不可欠である。

以上を踏まえ、下記のとおり要請する。

### 記

- 1 消費者行政は、消費者の安全・安心を守るために不断に取り組むべきものであり、地方自治体の財政事情等によらず安定的に推進することが重要であることから、地方消費者行政強化交付金について、対象事業のメニュー拡大、交付期間の見直し等、柔軟に活用できるよう改善を図ること。

- 2 相談員の専門性や個々の知識・経験に見合った報酬の基準を定め、それに応じた財政措置を継続的に講ずるとともに、消費生活相談員担い手確保事業の通年での実施や、実務経験のない有資格者への研修・職場体験といった育成推進施策など、相談員の担い手の増加につながる取組を実施すること。
- 3 消費生活相談のD Xに向けては、地方自治体の実情や意見を踏まえ、業務プロセスを適切に見直すとともに、消費者はもちろん、相談員や行政職員にとっても使いやすいシステム設計とし、また、地方自治体が十分な期間をもって予算の確保や体制・環境整備ができるよう、必要な情報の早期提供、新システムへの円滑な移行と持続的・安定的な運用に必要な財政措置や技術的支援を講ずること。

令和 年 月 日  
指定都市市長会

## 今後の感染症対策に関する指定都市市長会要請

新型コロナウイルス感染症対応を通じて、感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響を与え、国民の生命及び健康に加えて、国民生活や社会経済活動の大きな脅威となることが強く認識された。このことを踏まえ、次の感染症危機は必ず到来するという意識のもと、平時から備えを進める必要がある。

国は、感染症法等の関係法令の改正や内閣感染症危機管理統括庁の設置、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「行動計画」という。）の抜本改正など、感染症危機への備えを進めているが、地方においては、保健所設置市にも予防計画の策定が義務付けられるなど、その役割が大きくなっており、特に、人口や産業が集積する大都市として感染拡大時に感染者が集中しやすい指定都市が、その担うべき役割を着実に果たしていくためには、以下のような課題がある。

第一に、財政措置について、地方自治体は、新型コロナウイルス感染症対応において、当時の法制度では想定していなかった様々な事態に対応したが、その経費の多くは国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等により賄われた。今般の行動計画では、相談センターの設置・運営や自宅療養者向けの食事の提供など、地方自治体の役割として位置付けられたにも関わらず、国の財政措置の内容が不明瞭なものもあることから、次の感染症危機が発生した場合における対応に万全を期すためには懸念がある。

平時からの感染症対策については、入院医療費や検査に係る経費等が国庫負担及び補助の対象とされているが、その算定割合が不十分であり、特に、感染症危機においても割合が変わらないため、特別交付金の交付に関する規定が創設されたものの、自治体の財政負担が過大になる。また、災害復旧と同様に地方債の特例規定が創設されたが、一義的には地方債以外の財政措置によることが望ましいため、国庫負担及び補助の更なる嵩上げや交付金等による十分な財政措置を講ずるべきである。

第二に、医療ＤＸをはじめとしたＤＸについて、新型コロナウイルス感染症対応においては、医療ＤＸ等が進んでいないことにより、多くの医療機関はＦＡＸで発生届を提出し、保健所はそのシステム入力等に多くの人員が必要となるなど、医療機関や保健所の業務負担が著しく増加しただけでなく、感染症の発生状況の迅速な把握が困難な状況であった。

国の行動計画においては、国と地方公共団体間、各地方自治体間等の情報収集・共有・分析の基盤を整備することの重要性や電子カルテの標準化、電子カルテと発生届の連携に取り組む方針が示されているが、発生届に係るシステムの活用が進まなかったことを踏まえて、医療ＤＸ等の効果的な手法を検討する必要がある。

第三に、感染症対応における一定の権限が道府県に留保されていることで、地域の実情に応じた機動的な対応が困難となる事例もあったことから、これまで、指定都市市長会は、多くの人口を抱える指定都市の実情に応じたきめ細かな対応を可能とするため、繰り返し権限等の移譲に関する要請・提案を行ってきたが、未だ実現には至っていない。この点については、今国会で成立した、「地方自治法の一部を改正する法律」に対して、感染症のまん延などの「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に的確かつ迅速に対処するためには、その前提として、地方公共団体の規模・能力に応じ、

適切に権限が配分されている必要があることに鑑み、都道府県から指定都市等への権限移譲を始め、更なる権限移譲を推進すること。」との附帯決議がなされている。

これらのことを踏まえ、指定都市市長会として、以下のとおり要請する。

## 記

- 1 感染症危機対応において、地方の役割を十分に果たすことができるよう国の財政措置の内容を明確化し、十分かつ柔軟な財政措置を講ずること。また、平時からの感染症対策に係る国庫負担及び補助の算定割合を引き上げること。
- 2 感染症対策における医療DX等については、医療機関や保健所において、発生届をはじめとする感染症対応が適切かつ最小限の負担で円滑に実施されるよう、効果的な手法を十分に検討した上で、着実かつ迅速に推進すること。
- 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び感染症法に基づく各種措置やワクチン流通の調整等に関する権限を道府県知事から希望する指定都市の市長に移譲すること。

また、国の財政措置については、大都市として地域の実情に応じた対策を迅速に実行できるよう、指定都市に対して直接配分すること。

令和 年 月 日  
指定都市市長会

## 次期地方制度調査会における調査審議に関する 指定都市市長会要請

我が国の総人口は 2008 年をピークに減少局面に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（令和 5 年推計）では、約 50 年後の 2070 年には現在の 7 割に減少し、65 歳以上人口がおよそ 4 割を占めるとされている。また、令和 6 年 4 月の人口戦略会議の分析レポートによると、全国の 4 割にあたる 744 自治体が「消滅可能性自治体」とされたところである。

こうした危機的な将来が予想される中でも、持続可能な形で住民に行政サービスを提供していくためには、今後、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想を転換し、地域の実情を踏まえて、基礎自治体同士の一層の連携や、都道府県と市町村との二層制をさらに柔軟化するなど、我が国の地方自治制度のあり方を抜本的に見直すことが不可欠な状況となっている。

また、我が国の経済が長期にわたり停滞し、国際的地位も低下している中、我が国全体の成長を促すためには、大都市が有する地域資源や情報、ノウハウ等を最大限活用しながら、個別最適と全体最適を両立できる圏域を形成するとともに、多極分散型社会を実現することが重要となる。

地方制度調査会では、人口減少社会やポストコロナ経済社会等に対応するための地方行政体制のあり方等について調査審議が行われてきているが、我が国の人口の約 20%を占める指定都市が果たす役割や経済発展を支える大都市の制度改革についての議論が十分されておらず、現在の地方自治制度は、この間の社会変容に対応した持続可能な地域社会の構築や我が国全体の成長に繋がる仕組みとなっているとはいえない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や道府県との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を有しており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

こうした中、平成 25 年には、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行された一方で、従来から指定都市市長会が提案している「特別市」制度に関しては、第 30 次地方制度調査会答申で検討の意義が認められたものの、同答申で示された「さらに検討すべき課題」については国で議論されないまま 10 年以上が経過し、未だ法的整備はされておらず、均衡の取れた大都市制度とはなっていない。

特別市制度の創設は、道府県との二重行政の完全な解消や、基礎自治体に権限と財源を統一することにより、市民サービスの向上はもとより、大都市を中心とした基礎自治体同士の連携強化による圏域の発展、さらには日本の国際競争力の強化にも繋がるものである。そして、その効果を日本全体に広げることで、東京一極集中の是正や多極分散型の持続可能な地域社会を実現し、大都市が日本の成長のエンジン役を果たすことを可能にするものである。

急速に進む人口減少等を乗り越え、我が国がさらなる成長を実現するためには、指定都市市長会がこれまで繰り返し要請・提言を行っている特別市制度の創設を含めた多様な大都市制度のあり方について、国が真摯に受け止め、十分な議論がなされることが不可欠である。

については、持続可能な地域社会や我が国全体の成長に繋がる地方自治制度の再構築を図り、住民の意思を踏まえて地方自治体が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるように、下記のとおり要請を行う。

## 記

- 1 我が国を取り巻く危機的な状況と将来をしっかりと見据え、指定都市が果たす役割や大都市制度のあり方について、次期地方制度調査会において調査審議を行い、特別市の法制化に向けた議論を加速すること。
- 2 次期地方制度調査会に向けた検討を進める際には、現場の実情を知る指定都市に対して、あらかじめ十分な意見聴取を行うこと。

令和 年 月 日  
指定都市市長会

## 被用者保険の適用拡大をふまえた国民健康保険の財政基盤の強化に関する指定都市市長会要請

国民健康保険制度は、「国民皆保険」の根幹を担う非常に重要な医療保険制度であるが、他の医療保険と比べ被保険者に高齢者が多いことから医療費水準が高く、かつ、中・低所得者の加入割合も高いなど構造的な問題を抱えており、その財政基盤は極めて脆弱である。

平成 30 年度の国民健康保険制度改革により、都道府県単位での運営、国による財政支援の拡充等、財政基盤の安定化等の措置が講じられたが、依然として財政状況は厳しく、構造的な問題の抜本的な解決には至っていない。

加えて、高齢化の進展や医療の高度化等による「一人当たり医療費」の増加、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用拡大による被保険者数の減少、また後期高齢者支援金の大幅な増額が重なり、保険料（税）負担の増加が、昨今の物価高と相まって被保険者の生活に影響を与えている。

そのような状況において、令和 4 年 10 月施行の被用者保険の適用拡大では、いわゆる「パートタイム労働者」の被用者保険強制適用における企業規模要件の緩和、個人事業所における被用者保険適用業種の追加が行われ、保険料（税）の応能部分（所得割額）を負担する一定の勤労所得を有する被保険者が脱退することとなったことで、医療費が高止まりする中で、保険料（税）収納額の確実な減少がおり、年金所得を有する高齢者（年金生活者）をはじめとしたすべての被保険者の保険料（税）負担の増加につながる事態が見込まれる状況となっており、とりわけ多くの人口を抱える指定都市への影響は大きい。

被用者保険の適用拡大がこのような問題を抱えるなかで、国の「働き方の多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」において、働き方に中立な社会保障制度等の構築に向けた「勤労者皆保険の実現に向けた取組」の議論が行われ、企業規模要件の撤廃や個人事業所における非適用業種の解消など、さらなる適用拡大の方向性が示された。

被用者保険の適用拡大は、年金制度改革においては、被用者（勤労者）が国民年金から厚生年金へ移行することで、将来受け取る年金受給額を増やし、老後の安定的な生活基盤を構築するという本来的な目的に合致するものである。しかしながら、公的医療保険制度においては、医療費の発生状況が異なる国民健康保険、被用者保険、そして後期高齢者医療制度といった複数の制度があり、かつ加入する被保険者の属性等も異なっていることから、同懇談会においても、「年金生活者を含む無職者の割合が一層増えることになり、国民皆保険を支える市町村国民健康保険の財政基盤等に与える影響が懸念される」との意見が国民健康保険関係団体の委員から出されている。

さらなる「被用者保険の適用拡大」の方向性と国民健康保険が置かれている現状をふまえ、多くの被保険者を抱える指定都市市長会として、下記のとおり国民健康保険の安定的な財政運営に向けた取組を要請する。

## 記

- 1 被用者保険の適用拡大を進めた場合における影響について、財政的な影響だけでなく、被保険者の年齢構成や所得状況、保険者規模の変化等について精緻に分析し、その結果をふまえて、医療保険制度の一本化を含めた国民皆保険のあり方の議論を行うこと。
- 2 国民健康保険の加入者、とりわけ高齢者や低所得者に過度な負担を強いることのないよう、国庫定率負担の引上げ等、財政基盤のより一層の強化を、国の責任において実施すること。

令和 年 月 日  
指定都市市長会

## 都市再生の推進に関する指定都市市長会要請

平成14年の都市再生特別措置法施行以来、各種都市再生制度が運用され、全国各地で都市再生が進められることにより、圏域の中核や地域の拠点として必要となる都市機能の集積や都市基盤の整備が図られてきた。

一方で、新型コロナウイルス感染症に続き、資材価格やエネルギー価格の高騰など、変化し続ける社会経済情勢に対応した都市再生を推進することにより、都市の活力を取り戻し、魅力にあふれ、暮らしやすい持続可能な街を将来世代にも引き継いでいくことが求められている。

大都市においては重要な都市開発プロジェクトを抱えており、時代のニーズに即した民間開発等の呼び込みや民間事業者との連携が欠かせず、都市の成長や安定的な事業推進に資する支援が、今後も極めて有効であると考えられる。

また、広域ネットワークの形成に係る都市基盤整備については、地方だけでなくどまらない広域のプロジェクトとして国と地方が連携して進める必要がある。

については、都市再生の推進に向けて、下記のとおり要請する。

### 記

(災害に強いまちづくりに向けた支援)

- 1 令和6年能登半島地震等、近年全国的に甚大な災害が多発する中、安全なエリアへの自主的な移転を促進する施策である災害ハザードエリアからの移転促進のための税制上の特例措置について、令和7年3月31日までとなっている特例措置期限を令和7年4月以降も延長すること。

また、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域や主要駅等における滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図る都市安全確保促進事業については、十分な財源を確保するとともに、デジタル技術の活用も含め、計画策定・改定及びソフト・ハード対策への機動的な財政支援を実施すること。

(地方都市等の再生に対する支援)

- 2 市街地再開発事業や土地区画整理事業などのプロジェクトは都市の再生に重要かつ効果的な事業であることから、それらを支援する事業について、十分な財源の確保や事業の進捗に合わせた機動的な財政支援を実施するとともに、

市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税制上の特例措置について、令和7年3月31日までとなっている特例措置期限を令和7年4月以降も延長すること。

(国際競争拠点都市整備事業等への機動的な財政支援)

- 3 空港アクセスの整備やターミナル駅の機能強化などの長期的かつ広域的なプロジェクトを対象とする国際競争拠点都市整備事業等については、十分な財源を確保するとともに、事業の進捗に合わせた機動的な財政支援を実施すること。

(環境に配慮したまちづくりに対する支援)

- 4 令和6年5月29日に公布された改正都市緑地法等について、施行に向けた準備を着実に進めることにより、都市緑化支援機構の活用を含めた自治体による緑地の保全・整備や、環境を重視した都市開発プロジェクトの促進を図るとともに、民間が整備・管理する市民緑地に係る税制上の特例措置について、令和7年3月31日までとなっている特例措置期限を令和7年4月以降も延長すること。  
併せて、暑い夏でも歩きたくなるまちづくりを推進するため、都市の暑熱対策を強化すること。

令和 年 月 日  
指定都市市長会